

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月26日

【事業年度】 第6期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社エディオン

【英訳名】 EDION Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保 允誉

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田八丁目9番5号  
(同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区堂島一丁目5番17号

【電話番号】 (06) 6440-8711 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長兼内部統制推進室長 麻田 祐司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日付をもって提出いたしました第6期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 5【役員の状況】

（訂正前）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
省略						
取締役		村田 博雄	昭和29年9月9日生	昭和50年6月 株式会社ミドリ電化入社 平成3年8月 同社取締役 平成8年12月 同社常務取締役 平成16年5月 同社代表取締役専務 平成17年4月 当社取締役（現） 平成18年10月 株式会社ミドリ電化取締役 （現）	（注）3	77
省略						

（注）1. ～6. 省略

7. 記載なし

（訂正後）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
省略						
取締役		村田 博雄	昭和24年9月9日生	昭和50年6月 株式会社ミドリ電化入社 平成3年8月 同社取締役 平成8年12月 同社常務取締役 平成16年5月 同社代表取締役専務 平成17年4月 当社取締役（現） 平成18年10月 株式会社ミドリ電化取締役 （現）	（注）3	77
省略						

（注）1. ～6. 省略

7. 取締役宮嶋宏幸は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

1. 省略
2. コーポレート・ガバナンス体制に関する施策の実施状況

①会社の期間の内容、内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ)、ロ) 省略

ハ) 社外取締役は選任しておりませんが、各事業会社の会長、社長または取締役が当社の取締役を兼務し、当社を核とするグループマネジメントの徹底を図るとともに当社・事業会社間、各事業会社間の相互コントロールの要として機能しております。

ニ) ~へ) 省略

ト) 記載なし

②~④ 省略

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき当社が社外監査役異相武憲氏及び沖中隆志氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

⑥省略

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑧自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

⑨記載なし

(訂正後)

1. 省略
2. コーポレート・ガバナンス体制に関する施策の実施状況

①会社の期間の内容、内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ)、ロ) 省略

ハ) 当社は、事業法人の経営者としての豊富な経験と知識を活かし、経営全般に関する提言をいただくため、社外取締役を選任しております。また、各事業会社の会長、社長または取締役が当社の取締役を兼務し、当社を核とするグループマネジメントの徹底を図るとともに当社・事業会社間、各事業会社間の相互コントロールの要として機能しております。

ニ) ~ヘ) 省略

ト) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的としております。

②~④ 省略

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款で定めております。

⑥省略

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

⑧自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。

⑨中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への安定的かつ機動的な利益還元を図ることを目的としております。